

て設けられたものに違ない。金の急遞鋪については、

〔泰和六年六月〕乙卯初置急遞鋪。腰鈴轉遞。日行三百里。非軍機河防。不許起馬。（金史章宗本紀）

と見え、また兵部所轄の事項の一として鋪驛に關することが記され、

泰和六年置遞鋪。其制該軍馬路十里一鋪。鋪設四人。內鋪頭一人。鋪兵三人。以所轄軍射糧軍內差充。腰

鈴。日行三百里。凡元帥府六部文移。以勅遞省遞牌子入鋪。轉送。（金史百官志兵部之項）

とあるなどに依りて、ほどその有様を知ることが出来る。その遞鋪兵が腰に鈴を懸けたことの如きも、そのまゝ元

に傳へられて、元史急遞鋪の篇には、「凡鋪卒皆腰革帶懸鈴」とか、「其鋪兵每名備夾版鈴攀各一」など、

記され、元典章三十七遞鋪の目下にも、每鋪兵の携ふべき鈴攀一副を規定して居る。宋でも同様に歩馬急遞を兵部

で管轄し、その何れかに依つて官文書を送受したことは、宋史百官志兵部駕部郎中の所管を記した所に見えて居る。

夢溪筆談卷第十一には、歩遞馬遞と共に急脚遞といふものを記してゐるが、

急脚遞最遽。日行四百里。唯軍興則用之。熙寧中又有金字牌急脚遞。如古之羽檄也。以木牌朱添黃金字。

光明眩目。過如飛電。望之者無不避路。日行五百餘里。有軍前機速處分。則自御前發下。三省樞密院

莫得與也。

と見えて居るによると、名稱の類似にも拘はらず、その性質は下に述べる如き元の急遞とは違つて居つたものであることを認めねばならぬ。

さて此の如くにして、世祖即位の頃から急遞鋪の制度が設けられ、初めは政治上最も必要の感ぜられたと思はれ